

11. 条例・規則等

○三芳町立図書館の設置及び管理に関する条例

平成2年4月27日

条例第14号

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定に基づき、三芳町に図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|-----------|-----------------|
| 三芳町立中央図書館 | 三芳町大字藤久保7232番地1 |

(分館の名称及び位置)

第3条 図書館に分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|--------------|----------------|
| 三芳町立図書館竹間沢分館 | 三芳町大字竹間沢555番地1 |

(職員)

第4条 図書館に館長、司書、その他必要な職員を置く。

(休館日)

第5条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 1月1日から同月4日及び12月28日から同月31日まで。

(3) 図書館資料整理日(月の末日。ただし、月の末日が土曜日及び日曜日の場合は除く。)

(4) 図書館資料特別整理期間(年10日以内)

2 館長は、図書館の管理上必要があると認めるときは、臨時に休館することができる。

(管理)

第6条 図書館は、三芳町教育委員会(以下「教育委員会」という。)がこれを管理する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成2年5月1日から施行する。
- 2 三芳町立図書館設置条例(昭和56年三芳町条例第14号)は、廃止する。

附 則(平成7年条例第13号)

この条例は、平成7年6月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第12号)

この条例は、平成8年7月20日から施行する。

附 則(平成29年条例第8号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和元年条例第18号)

この条例は、令和元年11月23日から施行する。